

介護保険負担限度額認定の更新について

「介護保険負担限度額」の認定を受けている方の有効期限は7月末となっております。引き続き8月1日から認定を受けるには8月中旬に更新手続きを行ってください。

また、今年度から利用者負担段階2段階と3段階を区分する年金収入などにおいて、新たに非課税年金を所得として勘案することとなるため、申請書に非課税年金の受給の有無及び年金保険者の記入が必要となります。

▼受付開始日

7月1日(金)

▼申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑(認め印可)
- ・本人の預貯金全額が確認できる通帳の写し(最新まで記載済みのもの、残高が分かるページと表紙をコピー)

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2114

社会福祉法人等利用者負担軽減制度の更新について

「社会福祉法人等利用者負担軽減制度」の認定を受けている方の有効期限は7月末となっております。引き続き8月1日から認定を受けるには8月中旬に更新手続きを行ってください。

▼受付開始日

7月1日(金)

▼申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑(認め印可)
- ・本人の預貯金全額が確認できる通帳の写し(最新まで記載済みのもの、残高が分かるページと表紙をコピー)

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2114

「ご存じですか」地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー、理学療法士が配置され、それぞれの専門性をいかし連携を取りながら支援することを目的とする施設です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉など生活に関わる様々な相談に応じます。

要支援1、要支援2と認定された方のうち必要に応じてケアプランを作成するほか、高齢者や介護をされている家族の方などの相談に応じます。

- ▼こんなとき、ご相談ください
 - ・足腰が弱まり、日常生活に不安を感じたとき
 - ・認知症のような症状で日常生活に支障があるとき
 - ・介護のことでどこに相談してよいか分からないとき

障害者虐待を予防しよう

- ・高齢者で消費者被害に遭ったとき。また消費者被害に遭った高齢者を見つけたとき
- ・高齢者で虐待に遭ったとき。また虐待されているような高齢者を見つけたとき

■問い合わせ

地域包括支援センター

(すこやかセンター伊野内)

☎893-0231

障害者虐待を予防しよう

虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ障害者虐待防止法の施行により、地域の身近な虐待相談及び通報窓口としてほけん福祉課内に夜間や休日であっても対応可能な相談窓口を設置しています。

通報をした方の秘密は守られますので、障害のある人が家族や施設などの職員、事業主などから虐待を受けていることに気付いたら、一人で抱え込まないで速やかに通報してください。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている人だけでなく、虐待している家族などが抱える問題

こんなことが虐待になります。

身体的虐待	暴力や体罰により身体に傷やあざ、痛みを与える行為
性的虐待	性的な行為やその強要
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任	身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないなど、生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

の解決にもつながります。障害のある人の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止にご協力ください。

■相談・通報窓口

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810